

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉県印旛郡酒々井町

2 構造改革特別区域の名称

酒々井町認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

3 構造改革特別区域の範囲

千葉県印旛郡酒々井町の全域

4 構造改革特別区域の特性

酒々井町は首都圏近郊整備地帯に位置し、昭和50年代に人口が急増したが、現在は停滞し、少子高齢化が急速に進展しており、要介護高齢者は、平成12年4月の介護保険制度施行時は、約200人であったが、現在では約400人と倍増となるなど高齢者に対する介護サービスの需要も年々増加しているところであるが、その中でも、特に認知症高齢者に対する福祉施策の重要性が高まっているところである。

また、短期入所サービスについては、当町の現在の整備状況は、介護保険制度施行当時から増加することなく16床となっているが、短期入所サービス全体の利用状況は、平成12年度の審査件数は220件であったところが、平成16年度では526件と239%の大幅な伸びを示しており、町内で利用希望を満たすことができず、サービス基盤としては不足している状況となっている。認知症高齢者を介護する者の介護疲れを軽減するなど、認知証高齢者に対する介護サービス基盤が整うことにより在宅生活が継続できるものと考えられるが、酒々井町では施設入所につながっているケースが多く見受けられる。

現在、当町の認知症高齢者グループホームの整備状況は、厚生労働省の指針により適正とされる1事業所1ユニット9人となっているが、現在策定中である次期介護保険事業計画においては、認知症高齢者グループホームは、高齢者がすみなれた地域で生活していくための重要な施設として位置づける予定であり、認知症高齢者の症状の緩和や介護体制の強化、さらには既存の介護資源の有効活用の観点から短期利用事業の必要性が高まってきている。

5 構造改革特別区域計画の意義

認知症対応型共同生活介護の短期利用が可能となれば、身近な地域において緊急的なニーズに対応することが可能となり、認知症高齢者の在宅生活の継続可能性や認知症高齢者とその家族の日常生活における安心感を高めることができる。

また、既存入居者と短期利用者とは互いに会話や活動をすることにより、双方ともに心身の改善が期待できる。

なお、事業所にとっても、体験的に利用させることが可能となりサービス内容等をPRすることができ、通常の入居につながることを期待されるとともに、サービス提供方法が拡大することにより、在宅要介護者のサービス利用が促進され、民業拡大に資する。

6 構造改革特別区域計画の目標

当町の現行の高齢者保健福祉計画においては、「高齢者が介護が必要となっても、住み慣れた家庭や地域の中で安心して日常生活を送れるまちづくり」を基本理念として位置づけ、「自分の意思で自由に選択できるよう、介護保険制度を中心として、介護支援、自立支援の充実を進める」ことを基本目標に掲げている。

この計画に基づき、短期入所サービスの基準該当事業者としての登録、また、保健センターや在宅介護支援センター、その他関係機関を中心として高齢者の実態把握、相談及び支援、あるいは寝たきりや認知症予防教室の開催、その他、権利擁護事業など各種施策を実施しているが、認知症高齢者グループホームの短期利用を実施することにより、認知症に対応したサービス基盤が充実し、「高齢者保健福祉計画」の基本理念に基づく、認知症高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して日常生活を送れるまちづくりにつながることを考える。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

認知症高齢者グループホームについては、認知症に対する専門的な施設であり、認知症の緩和や集団生活による孤立感の開放など様々な効果が期待できる施設であるが、これを短期間利用できることにより、在宅生活者に対する認知症緩和が期待できるとともに、緊急時における一時利用が可能になるなど、消費者利益が増進するとともに、利用が促進されることとなる

また、経営者にとっても通常では空きがあっても短期利用希望者を入居させることができないが、短期利用が可能となれば、空き部屋を減らすことができ、常に1名の短期利用が行われると仮定した場合、年間500万円程度の経済活動が行われるなど当該地域の経済の活性化に資する。

8 特定事業の名称

9 3 2 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

1 特定事業の名称

9 3 2 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の認知症高齢者グループホーム

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護をあらかじめ利用期間を定めて利用できるようにするもので、有限会社ハロービジネスが運営主体として行う「グループホームふじき野 指定認知症対応型共同生活介護事業所」が酒々井町内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護の認定を受けた者を対象として入浴、食事等のサービスをあらかじめ利用期間を定めて提供する。

既存施設を活用し事業を行うため、あらたに整備する施設等はない。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特定事業に係る居宅サービス費について

居宅サービス費の対象者は酒々井町の介護保険被保険者とする。

認知症対応型共同生活介護費を算定し、利用した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき所定単位数を加算する。

特定事業は、居宅サービス区分（介護保険法第43条第1項に規定する居宅サービス区分をいう。以下同じ。）及び同条第4項に規定する居宅サービスの種類に含まれ、同条第2項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び同条第5条に規定する居宅サービス費種類支給限度基準額に係る保険給付の制限の対象とする。

なお、本事業の報酬請求は事業者から国保連合会に請求を行うのではなく、保険者に直接請求することとし、併せて各保険者が支給限度額管理を行うこととする。

居宅サービス区分に含まれる他の居宅サービスと同様に、介護保険法第46条に規定する指定居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該居宅介護支援に係る居宅介護サービス計画において保険給付の対象となるサービスを受けたときを居宅介護サービス費の代理受領の要件とする。

(2) 特定事業の運営について

1の共同生活住居における短期利用者(あらかじめ利用期間(退所日)を定めて指定認知症対応型共同生活介護を利用する者をいう。以下同じ。)は、1とすること。

あらかじめ定める利用期間は30日以内とすること。

短期利用者は要介護1以上の要介護者であって認知症であるものに限ること。

1の共同生活住居における入居定員は、短期利用者を含め、5人以上9人以下であること。

短期利用者は空いている居室又は短期利用者専用の居室を利用するものとし、いずれの場合においても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定基準」という。)を満たしていること。

また、外泊や入院をしている利用者がある場合であっても、外泊や入院している利用者の居室を利用せず予備室等を利用するものとする。

職員の人員配置等についても、指定基準を満たしていること。

家賃及び光熱水費等については、所定の月額を日割りで算出する等の適正な費用を設定すること。

(3) 他市町村に住所を有する者からの利用希望があった場合の取り扱いについて

酒々井町から当該市町村に対して、特区内の高齢者グループホームを特区認定の内容に適合する場合、短期利用ができること、及び支給限度基準額管理を当該市町村が行うことを説明します。